

東京医科歯科大学学部専門科目履修規則

平成22年3月30日
規則第41号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学における専門に関する教育科目(以下「専門科目」という。)の履修に関しては、東京医科歯科大学学則(平成16年規程第4号。以下「学則」という。)定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専門科目の単位数及び履修学年)

第2条 専門科目の単位数及び履修学年については、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の単位数及び履修学年は、医学部教授会又は歯学部教授会の意見を聴いて学長が定めるものとする。

(授業)

第3条 専門科目の授業は、講義、演習若しくは実習により行い、必修科目、選択科目又は自由科目とする。

(授業時間)

第4条 学則第36条に定める1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間

(2) 実習については、30時間から45時間

2 前項の授業時間の設定においては、次の事項に配慮しなければならない。

(1) 学習目標を十分に満たすこと

(2) 履修時間及び自主的学修時間の確保

3 第1項の規定にかかわらず、医学部保健衛生学科検査技術学専攻の講義実習の1単位当たりの授業時間は25時間とし、講義10時間・実習15時間の割合で構成する。

(編入学者、転入学者の単位認定)

第5条 学則第12条から第18条の2までの規定により編入学及び転入学の許可をするときは、既修得単位を全学共通科目及び専門科目に相当する単位として、一部又は全部を認定するものとする。

2 前項の認定は、全学共通科目に相当する科目については教養部において、専門科目に相当する科目については、当該学生が在籍する学部(以下「在籍学部」という。)において行うものとする。

3 在籍学部は、入学を許可する学年及び履修方法等について、教養部と協議するものとする。

(再入学の単位認定)

第6条 学則第19条の規定により再入学を許可された者の当該学部における既修得単位は、全学共通科目及び当該学部専門科目の単位として、一部または全部を認定する。

(編入学者、転入学者、再入学者の在学年限)

第7条 学則第12条から第19条の規定により、編入学、転入学及び再入学を許可された者の在学年限は、学則第32条第1項に定める在学年限から入学を許可されたまでの経過学年数を減じた年数とする。

(試験及び単位)

第8条 履修した授業科目については、試験を行う。ただし、試験を行うことが困難な授業科目等については、試験によらず、学修の成果をもって、又は指定した課題についての報告をもって試験に替えることがある。

2 前項の試験に合格したときは、所定の単位を与える。

3 実習を伴わない授業科目については、試験に合格したときは所定の単位を与える。ただし、一授業科目の試験を分割して実施する科目については、そのすべての試験に合格しなければ単位を修得することができない。

- 4 実習を伴う授業科目については、試験に合格し、かつ、その授業科目の実習修了の認定が行われなければ所定の単位を修得することができない。
- 5 学習の評価は、別表2のとおりとする。
- 6 単位の認定は、医学部教授会又は歯学部教授会の議を経て当該学部長がこれを行う。
- 7 試験の方法に関しては別に定める。

(進級等要件)

第9条 学生は、別表3に示す要件を満たさなければ、進級又は所定の授業科目の履修又は単位を修得することができない。

- 2 医学部医学科並びに歯学部歯学科及び口腔保健学科にあつては、休学期間を除き、同一学年の在籍は2年までとし、2年を超える学生は、特別に考慮すべき事由のない限り、学則第33条第1項第1号に規定する「成業の見込みがない」者として、同条により除籍する。
- 3 前項の場合において、大学は、教授会等における審議を行う前に、除籍の対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 4 第2項の場合において、教授会等における審議の後、当該学生から不服が申立てられた場合で、学部長が再審議の必要性があると判断したときは、学部長は、教育委員会等に再度審議を行わせるものとする。

(卒業認定)

第10条 学生の卒業認定は、学則第39条により行うものとする。

(補足)

第11条 この規則に定めるもののほか履修に関し必要な事項は各学部教授会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学医学部履修規則（平成16年規則第201号）は、廃止する。
- 3 東京医科歯科大学歯学部履修規則（平成16年規則第213号）は、廃止する。
- 4 平成22年3月31日において現に医学部に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学するものについては、改正後の別表の規程にかかわらず、なお従前の東京医科歯科大学医学部履修規則の例による。
- 5 平成22年3月31日において現に歯学部在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学する者については、改正後の別表の規程にかかわらず、なお従前の東京医科歯科大学歯学部履修規則の例による。

附 則（平成23年3月4日規則第15号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月3日規則第19号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第60号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第56号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成25年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成25年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表1（3）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月30日規則第73号）

この規則は、平成25年5月30日から施行し、平成25年4月17日から適用する。

附 則（平成26年3月25日規則第8号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
（在学する者等に関する経過措置）
- 2 平成25年10月1日の在学者については、平成25年度に医学部又は歯学部1年次に入学した者にも改正後の別表1（7）を適用する。
（平成25年度に全学科共通選択科目を履修する者に関する経過措置）
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年度に全学科共通選択科目を履修する者の改正後の別表1（7）は、次のとおりとし、平成25年10月1日から適用する。

全学科共通選択科目

授業科目	単位数	履修対象学年						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
選択科目	医療リーダーシップ特論1	1	○	○				
	医療リーダーシップ特論2	1		○				
	医療リーダーシップ特論3	1		○				
	医療リーダーシップ特論4	1			○	○ (※2)		
	医療リーダーシップ特論5	1			○ (※1)			
	国際教養特論1	1	○	○				
	国際教養特論2	1		○	○	○ (※2)		
	国際教養特論3	1		○	○	○ (※2)		
	計	8						

- ※1 医学部医学科及び歯学部歯学科に在籍する学生に限り履修することができる。
 ※2 医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科に在籍する学生に限り履修することができる。
 ※3 医療リーダーシップ特論は、原則として、1を履修しなければ2を、2を履修しなければ3を、3を履修しなければ4を、4を履修しなければ5を履修することができない。
 ※4 国際教養特論は、原則として、1を履修しなければ2を、2を履修しなければ3を履修することができない。

附 則（平成27年3月10日規則第16号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月10日規則第17号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月1日規則第140号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

研究体験実習			○					
臨床情報処理						○		
包括臨床実習						○	○	○
デンタルエクスターン シップ（選択科目）※	○	○	○	○	○	○	○	○
長寿口腔健康科学コ ース（選択科目）	○	○	○	○	○	○	○	○

※所定のプログラムを修了した学生に対し、1プログラムにつき1単位を認定する。

但し、同一年次・年度に認定できる単位は、1単位を上限とする。

附 則（平成28年3月31日規則第70号）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成28年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、別表1（2）の「

Learning Medical English				○	○	○	
--------------------------	--	--	--	---	---	---	--

」は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第71号）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成28年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第73号）

（施行期日等）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（在学する者等に関する経過措置）
- 平成28年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、別表1の（2）及び（3）のうち次に掲げる科目並びに（7）及び（8）を除いて、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（2） 国際保健福祉Ⅰ、国際保健福祉Ⅱ及び国際保健福祉Ⅲ

別表1（3） アドバンスド生理機能検査学、短期海外研修（Ⅰ）、短期海外研修（Ⅱ）、短期海外研修（Ⅲ）及びLearning Medical English

- 平成28年3月31日において現に本学に在学する者が履修した科目の学習の評価については、次のとおり読み替えるものとする。

評価区分	評価
秀	A+
優	A
良	B
可	C
不可	D

附 則（平成28年11月7日規則第159号）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成29年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、別表1（2）の「

実践看護英語							○	
--------	--	--	--	--	--	--	---	--

」は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月30日規則第50号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、別表1の（2）のうち次に掲げる科目を除いて、改正後の別表の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表1（2）実践看護英語Ⅰ、実践看護英語Ⅱ及び実践看護英語Ⅲ

附則（平成29年3月31日規則第54号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年6月1日規則第68号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
（在学する者等に関する経過措置）
- 2 平成29年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、別表1の（1）のうち次に掲げる科目を除いて、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（1）研究実践プログラムⅠ、研究実践プログラムⅡ、研究実践プログラムⅢ、
研究実践プログラムⅣ及び研究実践プログラムⅤ

附則（平成29年7月6日規則第101号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成29年7月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
（在学する者等に関する経過措置）
- 2 平成29年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、別表3（1）医学科（7）及び注3を除いて、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成29年12月27日規則第137号）

この規則は、平成29年12月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する

附則（平成30年5月8日規則第32号）

- 1 この規則は、平成30年5月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、別表1（2）及び（3）のうち次に掲げる科目を除いて、改正後の別表の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表1（2）国際保健福祉A、国際保健福祉B、国際保健福祉C、国際保健福祉D

別表1（3）短期海外研修（A）、短期海外研修（B）、短期海外研修（C）、短期海外研修（D）
生体医工学の科目については、平成28年度入学者から適用する。

附則（平成30年10月24日規則第130号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則（平成30年12月20日規則第119号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和元年5月8日規則第55号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和元年5月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
（在学する者等に関する経過措置）
- 2 平成31年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、別表1の（1）の次に掲げる科目及び別表3（1）医学科（8）及び注4を除いて、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（1）臨床実習Ⅰ、臨床実習Ⅱ

附則（令和元年5月8日規則第56号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和元年5月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
（在学する者等に関する経過措置）

2 平成31年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、別表1の（1）及び（4）並びに別表3（1）及び（3）のうち次に掲げる科目を除いて、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（1） 総合診療・地域医療

別表1（4） 総合診療・地域医療

別表3（1） 総合診療・地域医療

別表3（3） 総合診療・地域医療

附 則（令和2年3月11日規則第49号）

（施行期日等）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（在学する者等に関する経過措置）

2 令和2年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、別表1（1）、（3）及び（4）の次に掲げる科目並びに別表3（1）の（5）、注1及び別表3（3）の（4）、注を除いて、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（1） 医歯学基盤教育（グローバル・コミュニケーションⅢ）、社会医学及び行動科学

別表1（3） 神経科学、心電図判読、Learning Medical English

別表1（4） 医歯学基盤教育（グローバル・コミュニケーションⅢ）

3 前項の規定にかかわらず、Learning Medical Englishについては、平成31年4月1日に入学した者のみ改正後の別表1（3）を適用する。

附 則（令和3年1月15日 規則第3号）

1 この規則は、令和3年1月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 令和2年3月31日において、現に本学に在学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月3日 規則第16号）

（施行期日等）

1 この規則は、令和3年2月3日より施行し、令和2年4月1日から適用する。

（在学する者等に関する経過措置）

2 令和2年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、別表1（7）及び別表2のうち次に掲げる科目を除いて、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（7）及び別表2 オンライン異文化交流

附 則（令和3年3月31日規則第40号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第9条、別表1（4）及び別表3（1）は、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

(1) 医学科教育課程

授業科目	単位数		履修学年					
	必修	自由	1年	2年	3年	4年	5年	6年
医学導入	6.5		○					
人体構造総論	1.5			○				
細胞生物学	1.0			○				
神経生理導入	1.0			○				
生理学	3.0			○				
医歯学基盤教育 (生命倫理 I)	7.0			○	○			
医歯学基盤教育 (臨床統計 I)				○				
医歯学基盤教育 (グローバル・コミュニケーション I)				○				
医歯学基盤教育 (生命倫理 II)							○	
医歯学基盤教育 (臨床統計 II)						○		
医歯学基盤教育 (グローバル・コミュニケーション II)						○		
医歯学基盤教育 (臨床統計 III)								○
組織学	2.5			○				
人体解剖学	4.5			○				
頭頸部・基礎	4.0			○				
薬理学	2.5			○				
生化学	2.5			○				
分子遺伝学	1.0			○				
神経解剖学	3.0			○				
免疫学	2.0			○				
神経科学・基礎	3.5			○				
感染・基礎	2.5			○				
東洋医学	1.0			○	○			
病理学	1.0			○				
医動物学	2.0			○				
腫瘍学	1.0				○			
法医学	1.5				○			
衛生学	1.5				○			
公衆衛生学	2.5				○	○		
行動科学	1.0				○			
臨床医学導入	1.0				○			
循環器	3.0				○			
呼吸器	2.0				○			
消化器	3.0				○			
体液制御・泌尿器	3.0				○			
内分泌・代謝	2.0				○			
血液・腫瘍	2.0				○			
一般外科	1.0				○			
神経科学・臨床	4.0				○			
骨・関節・脊椎	2.0				○			
皮膚・アレルギー・膠原病	2.0				○			
感染・臨床	1.0				○			
頭頸部・臨床	4.0				○			

総合診療・地域医療	2.0				○			
生殖・発達	4.0					○		
救急・麻酔	2.0					○		
自由選択学習	12.0					○		
臨床導入実習	8.0					○		
臨床実習Ⅰ	34.5						○	
臨床実習Ⅱ	15.0							○
包括医療統合教育	2.0							○
研究実践プログラムⅠ		2.0		○				
研究実践プログラムⅡ		2.0			○			
研究実践プログラムⅢ		2.0				○		
研究実践プログラムⅣ		2.0					○	
研究実践プログラムⅤ		2.0						○
計	169	10						

(2) 保健衛生学科(看護学専攻)教育課程

授業科目		単位数			履修学年				備考
		必修	選択	自由	1年	2年	3年	4年	
専門基礎分野	解剖学Ⅰ	3			○				
	解剖学Ⅱ	1				○			
	生理学	3				○			
	生化学	2				○			
	薬理学Ⅰ	1				○			
	薬理学Ⅱ	1				○			
	病理学	1				○			
	微生物学	1			○				
	栄養学	1				○			
	疫学	1						○	
	病態学	5					○		
	GlobalNursingCommunicationⅠ	1					○		
	GlobalNursingCommunicationⅡ	1						○	
	専門基礎合同演習	1					○		
専門共通分野	保健統計学	1						○	
	医療情報学	1					○		
	国際保健看護学	2						○	
	産業保健学	1						○	
	保健医療福祉制度論	2					○		
	健康教育学演習	1						○	
	卒業論文Ⅰ	1						○	
	卒業論文Ⅱ	2						○	
	AI実践演習			1		○		○	※4
	Learning Medical English			1		○	○	○	※4
	実践看護英語Ⅰ			1		○			
	実践看護英語Ⅱ			1			○		
	実践看護英語Ⅲ			1				○	
	国際保健福祉A			1	○				
	国際保健福祉B			1		○			
国際保健福祉C			1			○			
国際保健福祉D			1				○		
基礎看護学	基礎看護学Ⅰ	1			○				
	基礎看護学Ⅱ	1				○			
	基礎看護学Ⅲ	1				○			

専門領域別分野

	基礎看護学演習Ⅰ	2				○			
	基礎看護学演習Ⅱ	1				○			
	基礎看護学実習Ⅰ	1			○				
	基礎看護学実習Ⅱ	2				○			
成人看護学	成人看護学Ⅰ	2				○			
	成人看護学Ⅱ	2				○			
	成人看護学Ⅲ	1					○		
	成人看護学演習	1					○		
	成人看護学実習	3					○		
精神看護学	精神看護学	2				○			
	地域精神看護学	1					○		
	精神看護学演習	1					○		
	精神看護学実習	2					○		
	看護心理学※3		1		○	○			※4
小児看護学	小児看護学Ⅰ	1				○			
	小児看護学Ⅱ	1					○		
	小児看護学演習Ⅰ	1				○			
	小児看護学演習Ⅱ	1					○		
	小児看護学実習	2					○		
母性看護学	母性看護学Ⅰ	1					○		
	母性看護学Ⅱ	1					○		
	母性看護学Ⅲ	1					○		
	母性看護学演習	1					○		
	母性看護学実習	2					○		
老年看護学	老年看護学	3					○		
	老年看護学演習	1					○		
	リハビリテーション看護学※3		1				○		
	老年看護学実習	3					○		
地域保健看護学	地域保健看護学Ⅰ	1				○			
	地域保健看護学Ⅱ	1					○		
	地域保健看護学Ⅲ※1		2					○	
	地域保健看護学演習※1		1					○	
	地域保健看護学実習※1		3					○	
在宅看護学	在宅看護学Ⅰ	1				○			
	在宅看護学Ⅱ	1					○		
	在宅看護学演習	1					○		
	緩和ケア看護学Ⅰ	1						○	
	緩和ケア看護学Ⅱ※3		1					○	

看護の統合と実践	在宅看護学実習	2					○		
	看護の統合と実践Ⅰ	2			○				
	看護の統合と実践Ⅱ	2						○	
	看護の統合と実践実習	3						○	
総合実習	総合実習Ⅰ※2		2					○	
	総合実習Ⅱ※2		1					○	
計		91	12	9					

- ・保健師国家試験受験資格取得を選択する者は、※1の3科目を選択すること。保健師国家試験受験資格取得を選択しない者は、※2の2科目を選択し、※3の3科目の中から1科目選択すること。
- ・※4 履修学年が複数年にわたっている授業科目では、そのいずれかの学年で履修することができる。

(3) 保健衛生学科（検査技術学専攻）教育課程

区分	授業科目	単位数			履修学年（履修対象学年）				備考
		必修	選択	自由	1年	2年	3年	4年	
形態・病態制御学系	人体構造学講義	3			○				
	人体構造学実習	1				○			
	病理検査学講義	4				○			
	病理検査学実習	2				○			
	血液検査学講義	2					○		
	血液検査学実習	2					○		
物質・代謝学系	生化学講義	3				○			
	生化学実習	1				○			
	分析化学検査学Ⅰ	2			○				講義・実習
	分析化学検査学Ⅱ	4				○			講義・実習
	分析化学検査学Ⅲ	4					○		講義・実習
機能調節・制御学系	医用システム情報学講義（Ⅰ）	2				○			
	医用システム情報学講義（Ⅱ）	1					○		
	医用システム情報学実習（Ⅰ）	1				○			
	医用システム情報学実習（Ⅱ）	1					○		
	生理検査学講義（Ⅰ）	3				○			
	生理検査学講義（Ⅱ）	3					○		
	生理検査学実習（Ⅰ）	1				○			
	生理検査学実習（Ⅱ）	2					○		
病因・病態学系	病原体検査学講義（Ⅰ）	1			○				
	病原体検査学講義（Ⅱ）	4					○		
	病原体検査学実習（Ⅰ）	1				○			
	病原体検査学実習（Ⅱ）	2					○		
	免疫検査学講義	4					○		
	免疫検査学実習	2					○		
	遺伝子・染色体検査学講義	2				○			
	遺伝子検査学実習 60	2					○		
検査管理・社会医学系	検査管理学	1			○				
	医学情報処理演習（Ⅰ）	1				○			
	医学情報処理演習（Ⅱ）	1						○	
	公衆衛生学講義	2				○			
	公衆衛生学実習	1				○			
	医療概論・関係法規	1				○			
総合分野	臨床病態学（Ⅰ）	2				○			
	臨床病態学（Ⅱ）	2						○	
	先端医療技術論	1			○				
	総合講義	3						○	
	臨地実習	7						○	

	卒業研究（Ⅰ）	2						
	卒業研究（Ⅱ）	8					○	
	遺伝学		1			○	○	※
	生体医工学		2				○	
	分子生物学		1			○	○	※
	心臓生理学		1			○	○	※
	電子顕微鏡学		1			○	○	※
	アドバンスド生理機能検査学		1				○	※
	心電図判読		1				○	※
	AI 実践演習		1			○	○	※
	四大学連合複合領域 コース開講科目					○	○	※
	薬理学		2			○	○	※
	短期海外研修A		1	○				
	短期海外研修B		1			○		
	短期海外研修C		1				○	
	短期海外研修D		1				○	
外国語	GlobalCommunication （Ⅰ）	2				○		
	GlobalCommunication （Ⅱ）	2					○	
	Learning Medical English		1			○	○	※
	English for Health Care Sciences（Ⅰ）		1			○	○	※
	English for Health Care Sciences（Ⅱ）		1			○	○	※
計		96	12	6				

（選択科目の履修）

- 卒業要件として選択科目の中から6単位以上を修得しなければならない。第4学年ではそのうち2単位以上を修得しなければならない。
- 四大学連合複合領域コース開講科目は、同コースで開講する授業科目のうち、東京工業大学又は一橋大学が開講する授業科目の単位を修得した場合、4単位を上限として単位を修得したものとみなすことができる。開講科目など詳細は「複合領域コース 履修の手引き」を確認すること。

（自由科目の履修）

- 自由科目は卒業要件には含まれない。
- ※ 履修学年が複数年にわたっている授業科目では、そのいずれかの学年で履修することができる。

(4) 歯学科教育課程

授業科目	単位数		履修学年											
			1年		2年		3年		4年		5年		6年	
	必修	自由	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
歯学入門	4			○										
人体の構造と機能	19				○	○	○							
患者と医療者	3				○	○								
医歯学基盤教育（生命倫理Ⅰ）	7				○		○	○						
医歯学基盤教育（臨床統計Ⅰ）					○	○								
医歯学基盤教育（グローバル・コミュニケーションⅠ）					○	○								
医歯学基盤教育（生命倫理Ⅱ）									○					
医歯学基盤教育（臨床統計Ⅱ）								○	○					
医歯学基盤教育（グローバル・コミュニケーションⅡ）								○	○					
医歯学基盤教育（臨床統計Ⅲ）										○				
頭頸部基礎	4				○									
社会と環境	1					○								
生命の分子的基盤	5					○								
臨床歯学イントロダクション	2						○							
感染と生体防御	4						○							
臨床予備実習	3						○	○						
病理	4						○							
予防と健康管理	3						○	○						
生体と薬物	3						○	○						
歯科放射線基礎	1							○						
病態科学演習	3							○						
内科・小児・遺伝疾患	3							○						
外科系疾患	2							○						
課題統合セミナー	3							○			○			
学年混合選択セミナー	1						○		○		○			
頭頸部臨床	4							○						
総合診療・地域医療	2							○						

歯科生体材料	3							○	○					
研究実習	4								○					
歯と根尖歯周組織の疾患	5								○	○				
咬合回復	12							○	○	○				
臨床体験実習	1									○				
歯周病	3									○				
咬合育成・発達	4										○			
顎口腔医療	3										○			
全身と歯科医療	3										○			
発展歯科臨床	4										○			
臨床情報処理	1										○			
包括臨床実習	41											○	○	○
包括医療統合教育	1												○	
デンタルエクスターンシップ※		1 5			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長寿口腔健康科学コース	2											○		
計	168	1 5												

※所定のプログラムを修了した学生に対し、1プログラムにつき1単位を認定する。

但し、同一年次・年度に認定できる単位は、1単位を上限とする。

(5) 口腔保健学科（口腔保健衛生学専攻）教育課程

区分	授業科目	単位数			履修学年								
		必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門基礎分野	科学英語Ⅰ	1					○						
	科学英語Ⅱ			1				○					
	人体の構造と機能及び疾病	4				○	○	○					
	歯・口腔の構造と機能	6					○	○					
	疾病の成り立ちと回復過程の促進	6						○	○	○			
	公衆衛生学	1				○							
	社会保障Ⅰ	2				○							
	社会保障Ⅱ	2						○					
	保健医療サービス	2							○				
専門分野	口腔保健と専門職	1			○								
	歯科衛生学総論	1				○							
	臨床歯科医学	7						○	○	○	○		
	チーム医療の基礎	1									○		
	チーム医療の実践	1									○		
	口腔機能管理実習	1									○		
	高齢者歯科学	1									○		
	障害者歯科学	1									○		
	臨床医学	4							○	○			
	口腔疾患予防学	8							○	○	○	○	
	臨床口腔保健応用学	1										○	
	健康教育の基礎	2							○	○			
	メディア情報学	1					○						
	食生活教育	1							○	○			
	健康教育の企画と実践	3								○	○	○	○
生体材料学	1							○					

	臨床検査	1					○					
	歯科診療補助論	5					○	○	○			
	臨床口腔保健衛生実習	2					○	○	○			
	歯科衛生臨床実習	13								○	○	○
	歯科衛生臨地実習	6									○	○
	臨床体験実習	1			○	○	○					
統合分野	歯科衛生過程	2					○	○				
	社会調査の基礎	2							○			
	卒業研究	4							○	○	○	○
	児童・家庭福祉Ⅰ	1				○						
	障害児・者福祉Ⅰ	1					○					
	地域福祉Ⅰ	1				○						
	高齢者福祉Ⅰ	1				○						
	介護福祉Ⅰ	1				○						
	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	1				○						
	相談援助演習Ⅰ	1					○					
	相談援助演習Ⅱ	1							○			
	口腔保健と国際協力	1							○	○		
	歯科衛生学演習	1									○	○
口腔保健衛生選択科目	歯科衛生臨床・臨地応用論		1								○	○
	歯科衛生研究		1							○	○	
	口腔保健衛生エクスターンシップ		1							○	○	○
	口腔保健マネジメント論		1								○	○
	保健行動科学		1								○	○
	地域口腔保健論		1								○	○
	在宅訪問・災害口腔保健医療		1								○	○
	先端歯科医療学		1								○	○
計	98	7	9									

※選択科目から4単位以上修得する。

(6) 口腔保健学科(口腔保健工学専攻)教育課程

区分	授業科目	単位数			履修学年									
					1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	自由	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
基礎分野	口腔保健工学概論	1			○									
	科学英語Ⅰ	1					○							
	科学英語Ⅱ	1							○					
	ヘルスプロモーション	2					○							
	メディア情報学基礎	1				○								
	コミュニケーション学	1								○				
	造形美術概論実習	1					○							
	グローバル口腔保健工学実習	1							○					
専門基礎分野	歯科技工士と法律	1								○				
	感染予防	1						○						
	口腔保健工学管理学	1									○			
	早期臨床体験実習	1			○	○								
	口腔外科工学	1									○			
	う蝕と歯周病	1						○						
	高齢者歯科工学	2									○			
	口腔保健工学特論	1									○			
	歯・口腔の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ	2					○						
		人体の構造と機能Ⅱ	5						○	○				
		画像解析学		1									○	
		歯の形態実習	1						○					
		歯の形態修復演習	1							○				
		咬合学	1							○				
		臨床咬合学	1									○		
	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	加工技術基礎	1					○						
口腔機材開発工学		1					○							
口腔保健理工学		2							○					

		口腔保健理工学実習	2				○						
		精密鑄造学演習	1				○						
		プロセスデバイス工学		2				○					
専 門 分 野	有床義歯 技工学	顎補綴工学	1							○			
		顎補綴工学実習	2							○			
		スポーツ歯科工学		1								○	
		オーラルアプライアンス工 学		1									○
		全部床義歯工学	2					○					
		全部床義歯工学実習	3					○					
		部分床義歯工学	2					○	○				
		部分床義歯工学実習 I	4						○				
		部分床義歯工学実習 II	1							○			
	歯冠修復 技工学	歯冠修復工学基礎	2						○				
		歯冠修復工学基礎演習	1						○				
		歯冠修復工学基礎実習	4						○				
		歯冠修復工学応用	1							○			
		歯冠修復工学応用演習	1							○			
		歯冠修復工学応用実習	2							○			
		審美修復工学	1							○			
		審美修復工学実習	3							○			
		CAD/CAM システム工学実習	1										○
		インプラント工学実習	1								○		
	小児歯科 技工学	小児歯科工学	2								○		
発育口腔工学		1								○			
矯正歯科 技工学	矯正歯科工学	3								○			
歯科技工 実習	再建工学包括臨床実習 I	4								○			
	再建工学包括臨床実習 II	10									○	○	
統	医療倫理	1								○			
	卒業研究 I	2								○			

合 分 野	総合口腔保 健工学	卒業研究Ⅱ	3									○	○	
		卒業製作	3											○
		口腔保健工学エクスター ンシップ			1							○	○	○
計			97	5	1									

※ 選択科目から3単位以上修得する。

(7) 全学科共通自由科目

授業科目		単位 数	履修対象学年					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年
選 択 科 目	Moral and Political Philosophy for Medicine	1	○	○	○	○	○	○
	Introduction to Medical Anthropology	1	○	○	○	○	○	○
	Biosocial Research Topics	1	○	○	○	○	○	○
	Decision-making in the Health Sciences	1	○	○	○	○	○	○
	Problem-solving in the Health Sciences (※1)	1	○	○	○	○	○	○
	Health in Contemporary Japanese Society	1	○	○	○	○	○	○
	Applied Critical Thinking for Health Sciences	1	○	○	○	○	○	○
	Fundamentals of Global Health	1	○	○	○	○	○	○
	オンライン異文化交流 (※2)	0.5~3	○	○	○	○	○	○
	計	8.5~ 11						

※1 医学部医学科及び歯学部歯学科に在籍する学生に限り履修することができる。

※2 所定のプログラムを修了した学生に対し、0.5単位を認定する。但し、同一年次・年度に認定できる単位は、0.5単位を上限とする。

(8) 医学科地域特別枠推薦入試入学者必修科目

授業科目	単位数	履修学年					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
地域医療学習プログラム	1	○	○	○	○	○	○

※地域特別枠推薦入試による入学者は、別表(1)の授業科目に加え、上記1科目を必修科目とする。

別表2

評価基準	評価	単位認定
当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した	A+	合格
当該科目の到達目標を全て達成した	A	
当該科目の到達目標を概ね達成した	B	
当該科目の到達目標のうち最低限を達成した	C	

当該科目の到達目標を達成していない	D	不合格
到達目標の達成度を評価できない	F	

※全学科共通自由科目のうち、「オンライン異文化交流」の評価は、以下のとおりとする。

評価基準	評価	単位認定
当該科目の到達目標を達成している	合格	合格
当該科目の到達目標を達成していない	不合格	不合格

別表 3

(1) 医学科

<p>(1) 第1学年の末までに次の授業科目の単位を修得しなければ、第2学年に進級することができない。</p> <p>医学導入</p>
<p>(2) 第2学年の末までに次の授業科目に合格しなければ、第3学年に進級することができない。</p> <p>医歯学基盤教育（グローバル・コミュニケーション I）、医歯学基盤教育（臨床統計 I）</p>
<p>(3) 第2学年の末までに次の授業科目の単位を全て修得しなければ、第3学年に進級することができない。</p> <p>神経科学・基礎、神経解剖学、免疫学、感染・基礎、細胞生物学、人体構造総論、人体解剖学、組織学、頭頸部・基礎、神経生理導入、生理学、生化学、薬理学、病理学、医動物学、分子遺伝学</p>
<p>(4) 第3学年の末までに次の授業科目に合格しなければ、第4学年に進級することができない。</p> <p>医歯学基盤教育（グローバル・コミュニケーション II）、医歯学基盤教育（臨床統計 II）、医歯学基盤教育（生命倫理 I）、公衆衛生学（講義）</p>
<p>(5) 第3学年の末までに次の授業科目の単位をすべて修得しなければ、第4学年に進級することができない。</p> <p>腫瘍学、神経科学・臨床、感染・臨床、循環器、消化器、呼吸器、体液制御・泌尿器、内分泌・代謝、血液・腫瘍、頭頸部・臨床、衛生学、法医学、総合診療・地域医療、皮膚・アレルギー・膠原病、一般外科、骨・関節・脊椎、東洋医学、臨床医学導入、行動科学</p>
<p>(6) 第4学年の末までに次の授業科目の単位をすべて修得しなければ、第5学年に進級することができない。</p> <p>医歯学基盤教育、生殖・発達、公衆衛生学、救急・麻酔、臨床導入実習、自由選択学習</p>
<p>(7) 共用試験〔コンピュータ活用試験（GBT）及び客観的臨床能力試験（PreCC OSCE）〕に合格しなければ、第5学年に進級することができない。</p>
<p>(8) 第5学年の末までに次の授業科目の単位を修得しなければ、第6学年に進級することができない。</p> <p>臨床実習 I</p>

注1：医歯学基盤教育はグローバル・コミュニケーション I、II、臨床統計 I、II、III、生命倫理 I、II から成り立っており、全ての授業科目に合格しなければ、単位を修得することができない。

注2：公衆衛生学は講義（第3学年）と実習（第4学年）に合格しなければ、単位を修得することができない。

注3：臨床導入実習は、共用試験〔コンピュータ活用試験（GBT）及び客観的臨床能力試験（PreCC OSCE）〕

に合格しなければ、単位を修得することができない。

注4：臨床実習Ⅰは、実習を行う全ての診療科を合格しなければ、単位を修得することができない。

注5：臨床実習Ⅱは、実習を行う全ての診療科を合格し、かつ、共用試験〔客観的臨床能力試験（PostCC OSCE）〕に合格しなければ、単位を修得することができない。

(2) 保健衛生学科（看護学専攻及び検査技術学専攻）

<p>(1)</p> <p>(看護学専攻) 第1学年の専門科目のうち、実習科目に未履修科目があるときは、第2学年に進級することができない。</p> <p>(検査技術学専攻) 第1学年の専門科目のうち、講義実習科目に未履修科目があるときは、第2学年に進級することができない。</p>
<p>(2)</p> <p>(看護学専攻) 第2学年の必修科目（実習科目を除く。）に未履修科目があるとき、4科目以上の不合格科目があるとき、又は第2学年の必修科目となっている実習科目に不合格科目があるときは、原則として、第3学年に進級することができない。但し、実習科目が不合格の場合は、未履修科目とみなす。</p> <p>(検査技術学専攻) 第1学年の専門科目及び第2学年の必修科目に未履修科目または不合格科目があるときは第3学年に進級することはできない。</p>
<p>(3)</p> <p>(看護学専攻) 第2学年及び第3学年の必修科目に未履修科目または不合格科目があるときは、第4学年に進級することはできない。</p> <p>(検査技術学専攻) 第3学年の必修科目に未履修科目または不合格科目があるときは、第4学年に進級することはできない。</p>

備考

未履修科目：授業科目を3分の2以上（実習科目の場合は4分の3以上）履修しなかった科目、又は授業科目を3分の2以上（実習科目の場合は4分の3以上）履修したにも関わらず試験等を放棄し、単位認定できない科目。再履修を要する。

不合格科目：授業科目を3分の2以上履修し、試験等を経て不合格の認定となった科目。

(3) 歯学科～(5) 口腔保健学科（口腔保健工学専攻）省略

(3) 歯学科

<p>(1) 第1学年の末までに次の授業科目の単位を修得もしくは試験に合格しなければ、第2学年に進級することができない。</p> <p>歯学入門</p>
<p>(2) 第2学年の末までに次の授業科目の単位を修得もしくは試験に合格しなければ、第3学年に進級することができない。</p> <p>患者と医療者、医歯学基盤教育（臨床統計Ⅰ）、社会と環境、生命の分子的基盤、頭頸部基礎、 （第2学年に開講される授業科目内のユニットを対象とする）人体の構造と機能、医歯学基盤教育（グローバル・コミュニケーションⅠ）</p>
<p>(3) 第3学年の末までに次の授業科目の単位を修得もしくは試験に合格しなければ、第4学年に進級することができない。</p> <p>人体の構造と機能、医歯学基盤教育（生命倫理Ⅰ）、医歯学基盤教育（グローバル・コミュニケーションⅡ）、医歯学基盤教育（臨床統計Ⅱ）、臨床歯学イントロダクション、感染と生体防御、臨床予備実習、病理、予防と健康管理、生体と薬物、歯科放射線基礎、病態科学演習、内科・小児・遺伝疾患、外科系疾患、頭頸部臨床、総合診療・地域医療、 （第3学年に開講される授業科目内のユニットを対象とする）課題統合セミナー、学年混合選択セミナー、歯科生体材料、咬合回復</p>
<p>(4) 第4学年の末までに次の授業科目の単位を修得もしくは試験に合格しなければ、第5学年に進級することができない。</p> <p>歯科生体材料、研究実習、歯と根尖歯周組織の疾患、咬合回復、臨床体験実習、歯周病、医歯学基盤教育（生命倫理Ⅱ）、医歯学基盤教育（臨床統計Ⅲ）、（第4学年に開講される授業科目内のユニットを対象とする）学年混合選択セミナー</p>
<p>(5) 第5学年の前期末までに次の授業科目の単位を修得し、かつ、共用試験に合格しなければ、第5学年後期の授業科目を履修することができない。</p> <p>課題統合セミナー、学年混合選択セミナー、咬合育成・発達、顎口腔医療、全身と歯科医療、発展歯科臨床、臨床情報処理、 （第5学年に開講される授業科目内のユニットを対象とする）共用試験（CBT、OSCE）</p>
<p>(6) 第5学年の末までに次の授業科目の単位を修得しなければ第6学年に進級することができない。</p> <p>長寿口腔健康科学コース、 （第5学年に開講される授業科目内のユニットを対象とする）包括臨床実習</p>

注： 医歯学基盤教育はグローバル・コミュニケーションⅠ、Ⅱ、臨床統計Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、生命倫理Ⅰ、Ⅱから成り立っており、全ての授業科目に合格しなければ、単位を修得することができない。

(4) 口腔保健学科 (口腔保健衛生学専攻)

(1) 第1学年の末までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第2学年に進級することができない。

公衆衛生学、社会保障Ⅰ、口腔保健と専門職、歯科衛生学総論、メディア情報学、
(第1学年に実施される授業を対象とする) 人体の構造と機能及び疾病、臨床体験実習

(2) 第2学年の末までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第3学年に進級することができない。

科学英語Ⅰ、人体の構造と機能及び疾病、歯・口腔の構造と機能、社会保障Ⅱ、保健医療サービス、健康教育の基礎、食生活教育、生体材料学、臨床検査、臨床体験実習、相談援助の基盤と専門職Ⅰ、

(選択科目である) 児童・家庭福祉Ⅰ、障害児・者福祉Ⅰ、地域福祉Ⅰ、高齢者福祉Ⅰ、介護福祉Ⅰ、相談援助演習Ⅰのうち少なくとも3単位

(第2学年に実施される授業を対象とする) 疾病の成り立ちと回復過程の促進、臨床歯科医学、臨床医学、口腔疾患予防学、歯科診療補助論、臨床口腔保健衛生実習、歯科衛生過程

(3) 第3学年の前期までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第3学年後期以降の授業科目を履修することができない。

疾病の成り立ちと回復過程の促進、臨床医学、歯科診療補助論、臨床口腔保健衛生実習、歯科衛生過程、社会調査の基礎、口腔保健と国際協力

(選択科目の4単位目として選択した場合の) 相談援助演習Ⅱ、

(第3学年前期に実施される授業を対象とする) 臨床歯科医学、口腔疾患予防学、健康教育の企画と実践

(5) 口腔保健学科 (口腔保健工学専攻)

(1) 第1学年の末までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第2学年に進級することができない。

口腔保健工学概論、メディア情報学基礎、造形美術概論実習、早期臨床体験実習、人体の構造と機能Ⅰ、加工技術基礎、口腔機材開発工学

(2) 第2学年の末までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第3学年に進級することができない。

科学英語Ⅰ、ヘルスプロモーション、グローバル口腔保健工学実習、感染予防、う蝕と歯周病、人体の構造と機能Ⅱ、歯の形態学実習、歯の形態修復演習、咬合学、口腔保健理工学、口腔保健理工学実習、精密鑄造学演習、全部床義歯工学、全部床義歯工学実習、部分床義歯工学、部分床義歯工学実習Ⅰ、歯冠修復工学基礎、歯冠修復工学基礎演習、歯冠修復工学基礎実習

(3) 第3学年の前期までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第3学年後期以降の授業科目を履修することができない。

部分床義歯工学実習Ⅱ、歯冠修復工学応用演習、歯冠修復工学応用実習
審美修復工学実習

(4) 第3学年の末までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第4学年に進級することができない。

科学英語Ⅱ、コミュニケーション学、歯科技工士と法律、口腔保健工学管理学、口腔外科工学、高齢者歯科工学、口腔保健工学特論、臨床咬合学、顎補綴工学、顎補綴工学実習、歯冠修復工学応用、審美修復工学、インプラント工学実習、小児歯科工学、発育口腔工学、矯正歯科工学、再建工学包括臨床実習Ⅰ、医療倫理、卒業研究Ⅰ